

病院等施設管理者・看護管理者のみなさまへ



かんごちゃん

離職時の届出制度“とどけるん”に、
ご理解・ご協力いただきありがとうございます。



個人登録の指導で

施設代行登録で



看護職の離職時等の届出は、2015年10月に施行された「看護師等の人材確保の促進に関する法律(人確法)」の改正により努力義務化されたものです。

「第十六条の三に、病院等の開設者等その他厚生労働省令で定める者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。」と定められています。

ナースセンターへの「届出」の対象・方法は、ホームページをご覧ください。

保健師・助産師・看護師・准看護師の免許を持ちながら、その仕事に就いていない方に氏名や連絡先などを都道府県ナースセンターへ届け出ていただく制度です。

- 看護協会の入会の有無は問いません。
- 次の職場が決まっても、法律上、「病院等を離職した場合」に届出ることになっています。



todokerun

「とどけるん」で検索、
施設代行登録の方法もご覧頂けます。

- ご不明な点は下記までご連絡下さい。また、このチラシを離職者への説明にご活用下さい。

公益社団法人新潟県看護協会 新潟県ナースセンター(看護師等無料職業紹介所)

〒951-8133 新潟市中央区川岸町2丁目11番地 本所(新潟):025-233-6011

*長岡支所・上越支所・南魚沼相談窓口・柏崎相談窓口もご利用下さい。

看護職員のみなさまへ



かんごちゃん

離職時には、ナースセンターへの
届出が必要です。



todokerun

スマホで簡単！ この画面から



- 看護協会員の有無は、問いません。
- 次の職場が決まっても、法律上、「病院等を離職した場合」に届け出る
ことになっています。

ナースセンターに「届出」するメリットは、就業支援を受けられること

看護職の離職時等の届出は、2015年10月に施行された「看護師等の
人材確保の促進に関する法律(人確法)」が改正され、ナースセンターに届
出することが努力義務になりました。

それまでは、就業していない看護職を把握することができませんでした。
「届出」の仕組みを通して、看護職の潜在化を防止し、「また働きたい」と
思っている看護職の方に、再就職への支援が可能となりました。

登録者の状況に応じて、ナースセンターから就業相談や研修案内などの
支援が無料で受けられます。



★ナースセンターは、看護職として、切れ目なくキャリアを積むことができるよう支援します。

公益社団法人新潟県看護協会 新潟県ナースセンター(看護師等無料職業紹介所)

〒951-8133 新潟市中央区川岸町2丁目11番地 本所(新潟):025-233-6011

*長岡支所・上越支所・南魚沼相談窓口・柏崎相談窓口もご利用下さい。